

## 令和8年度会計年度任用職員募集用勤務条件シート

職種	一般事務				
業務内容	健康増進課窓口受付業務、保健事業全般事務の補助				
必要資格等					
任用形態	パートタイム会計年度任用職員				
任用期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで				
配属先	保健福祉部健康増進課				
就業場所	赤磐市下市344番地(本庁舎)				
募集人数	1人程度				
就業時間	始業:8時30分 から 終業:16時30分 まで (うち休憩時間:60分) (7時間／日以内、35時間／週以内)				
勤務を要しない日	日曜日・土曜日・祝日等・年末年始の休日・その他所属長が指定する日				
時間外勤務	時間外・週休日・休日勤務 有				
給与	給料・報酬	時給	1,200 円		
	通勤手当・費用弁償	通勤距離や通勤方法に応じて支給(上限あり)			
	その他	期末手当・勤勉手当			
休暇	年次有給休暇、特別休暇 (赤磐市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の定めるところによる)				
社会保険等	適用あり	( 健康保険 ・ 厚生年金保険 ・ 雇用保険 )			
選考	選考方法	書類選考・面接			
	選考時期	随時			
担当部署 問い合わせ先	保健福祉部健康増進課健康増進班 電話:086-955-1117				
その他	1 任用期間満了時には、特に通知することなく退職となります。 2 所定の勤務日は、業務の都合等により変更することがあります。 3 会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用され、かつ懲戒処分の対象となります。				

## 令和8年度会計年度任用職員募集用勤務条件シート

職種	一般事務				
業務内容	各種入力、各種けんしん受付等事務を主とする保健事業全般事務の補助				
必要資格等					
任用形態	パートタイム会計年度任用職員				
任用期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで				
配属先	保健福祉部健康増進課				
就業場所	赤磐市下市344番地 ※各種けんしん会場での従事となる場合があります。				
募集人数	1人程度				
就業時間	始業:6時30分 から 終業:16時00分 まで (うち休憩時間:60分) (6時間／日以内、週3日程度) ※始業・終業時間、就業時間は、業務内容により調整となります。				
勤務を要しない日	日曜日・土曜日・祝日等・年末年始の休日・その他所属長が指定する日				
時間外勤務	時間外・週休日・休日勤務 無				
給与	給料・報酬	時給 1,200 円			
	通勤手当・費用弁償	通勤距離や通勤方法に応じて支給(上限あり)			
	その他				
休暇	年次有給休暇、特別休暇 (赤磐市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の定めるところによる)				
社会保険等	適用なし				
選考	選考方法	書類選考・面接			
	選考時期	随時			
担当部署 問い合わせ先	保健福祉部健康増進課健康増進班 電話:086-955-1117				
その他	1 任用期間満了時には、特に通知することなく退職となります。 2 所定の勤務日は、業務の都合等により変更することがあります。 3 会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用され、かつ懲戒処分の対象となります。				

## 令和8年度会計年度任用職員募集用勤務条件シート

職種	一般事務				
業務内容	各種入力、各種けんしん受付等事務を主とする保健事業全般事務の補助				
必要資格等					
任用形態	パートタイム会計年度任用職員				
任用期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで				
配属先	保健福祉部健康増進課				
就業場所	赤磐市下市344番地 ※各種けんしん会場での従事となる場合があります。				
募集人数	3人程度				
就業時間	始業:6時30分 から 終業:17時00分 まで (うち休憩時間:60分) (7時間／日以内、70時間／月以内) ※始業・終業時間、就業時間は、業務内容により調整となります。				
勤務を要しない日	日曜日・土曜日・祝日等・年末年始の休日・その他所属長が指定する日				
時間外勤務	時間外・週休日・休日勤務 無				
給与	給料・報酬	時給 1,200 円			
	通勤手当・費用弁償	通勤距離や通勤方法に応じて支給(上限あり)			
	その他				
休暇	年次有給休暇、特別休暇 (赤磐市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の定めるところによる)				
社会保険等	適用なし				
選考	選考方法	書類選考・面接			
	選考時期	隨時			
担当部署 問い合わせ先	保健福祉部健康増進課健康増進班 電話:086-955-1117				
その他	1 任用期間満了時には、特に通知することなく退職となります。 2 所定の勤務日は、業務の都合等により変更することがあります。 3 会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用され、かつ懲戒処分の対象となります。				